

「令和4年度介護基盤整備計画掲載事業公募」に係る質問及び回答

全サービス対象

1. 今回募集のサービス全てにおいて施設整備補助の対象となるのでしょうか。

当市は、県の「新潟県介護基盤整備事業費補助金」を原資として、(1)「地域密着型施設整備事業」及び(2)「施設開設準備経費等支援事業」の補助金を交付しており、地域密着型サービスは、(1)(2)ともに対象となります。

ただし、広域サービス(今回の公募では「特定施設入居者生活介護」が該当)については、県が担当になるため、詳細は新潟県高齢福祉保健課(電話 025-280-5193)へお問い合わせください。

なお、現在県へ予算の確保を依頼している段階であり、公募要項に記載したとおり、補助金の交付は保証されているものではありませんので、あらかじめご了承ください。

2. 地域住民や自治会等との同意書の添付は必須でしょうか。

建設にあたっては、公募要項の「5 建設要件」のとおり地元自治会長等の同意は必要ですが、様式3「地域住民の理解について」において、状況がわかれば、同意書は必須ではありません。

3. 開発行為等の許認可を関係機関と協議した際の議事録等の添付は必須でしょうか。

添付していただいても構いませんが、様式4-1「計画の確実性について」において、開発許可・建設許可等の必要・不要が判別できれば、必須ではありません。

4. 協力医療機関との連携協定書や契約書等の添付は必須でしょうか。

添付していただいても構いませんが、様式4-1「計画の確実性について」において、協力(予定)医療機関の協議状況や協力内容がわかれば、必須ではありません。

5. 事業計画において借入金が生じる場合、融資確約証明書等の添付は必須でしょうか。通常一カ月程度の期間を要しますが、本公募においては、約一カ月間の公募期間であることから、公募期間内に同書類の取得が間に合わないことが想定されま
す。その場合、公募参加自体が不可となるでしょうか。

添付していただいても構いませんが、様式5-3「借入金償還計画書」の作成があれば、融資確約証明書等の書類添付は必須ではありません。このため、同書類を提出できないため、公募への参加が不可となることはありません。

特定施設入居者生活介護

6. 特定施設入居者生活介護について、サービス付き高齢者向け住宅での提案は可能でしょうか。

有料老人ホームに該当する場合は可能です。ただし、前述の補助の対象となるか、詳細は担当する新潟県高齢福祉保健課（電話 025-280-5193）へお問い合わせいただくようお願いいたします。